

# 青森県報

第八百七十一号

令和七年  
二月三日  
(月曜日)

公安委員会

告

示

○役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格……………(交通企画課) ……三

青森県告示第四十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和七年三月二日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和七年二月三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

## 目次

- 道路の区域の変更……………(道路課) ……一
- 右 同……………(同) ……一
- 大規模小売店舗の変更の届出……………(地域企業支援課) ……二

図面 番号	道路 種類	路線名	変 更 の 区 間		変更の 前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	県道	八戸百石線	前	後	前	後	前	後
			八戸市大字市川町字下大谷地七六の一から 八戸市大字市川町字下大谷地七六の一まで	八戸市大字市川町字市川三九の五から 八戸市大字市川町字市川後九の五まで	三三・二〇メートルから 三三・七〇メートルまで	三二・二〇メートルから 三九・三〇メートルまで	三一・五〇メートル	三三・四七メートル

### 青森県告示第四十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和七年三月二日まで青森県県土整備部道路

課において一般の縦覧に供する。

令和七年二月三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和七年二月三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
青森トリアル五所川原新宮店・薬王堂五所川原店  
五所川原市字幾世森一七の一九外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
1 株式会社青森トリアル  
福岡県福岡市東区多の津一丁目一二の二  
代表取締役 柏村昌弘
- 2 株式会社薬王堂  
岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目七の七  
代表取締役 西郷孝一
- 三 変更しようとする事項

区	変	変	変
分	更	更	更
	前	後	後
			年月日

1	図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
県道			三戸南部線	三戸郡三戸町大字同心町二〇の八から三戸郡三戸町大字八日町三の一まで	前 二一・九〇メートルから 後 二五・六〇メートルまで	二一・九〇メートルから 二一・一〇メートルまで	二九・七〇メートル 二九・七〇メートル	

大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の営業時間	大規模小売店舗の敷地面積	大規模小売店舗の位置	大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	大規模小売店舗の営業時間	大規模小売店舗の敷地面積	大規模小売店舗の位置	大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地
大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の営業時間	大規模小売店舗の敷地面積	大規模小売店舗の位置	大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	大規模小売店舗の営業時間	大規模小売店舗の敷地面積	大規模小売店舗の位置	大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地
大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の営業時間	大規模小売店舗の敷地面積	大規模小売店舗の位置	大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	大規模小売店舗の営業時間	大規模小売店舗の敷地面積	大規模小売店舗の位置	大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地
大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の営業時間	大規模小売店舗の敷地面積	大規模小売店舗の位置	大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	大規模小売店舗の営業時間	大規模小売店舗の敷地面積	大規模小売店舗の位置	大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地

施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前六時から午後九時 まで 荷さばき施設2 午前六時から午後九時 まで	二十四時間 荷さばき施設2 二十四時間 荷さばき施設3 午前六時から午後九時 まで
------------------------	---	--

四 届出年月日

令和七年一月十七日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県経済産業部地域企業支援課及び五所川原市役所

2 期間

令和七年二月三日から同年六月三日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、五所川原市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和七年六月三日

2 提出先

青森県経済産業部地域企業支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

公安委員会

青森県警察本部長告示第六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。）第六百六十七条の五第一項及び第六百六十七条の十一第二項の規定に基づき、県が令和七年四月一日から翌年三月三十一日までの間において、役務の提供を受ける契約（安全運転管理者等講習（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第八十二条の二第一項第一号に規定する講習をいう。）業務に係るものに限る。以下「役務契約」という。）を一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）により締結する場合における競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）、競争入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）の申請の時期及び方法等を次のとおり定めたので、令第六百六十七条の五第二項及び第六百六十七条の十一第三項において準用する令第六百六十七条の五第二項の規定により公示する。

令和七年二月三日

青森県警察本部長 小野寺 健 一

一 競争入札参加資格

1 資格審査の対象となる者は、道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号。以下「道交法施行規則」という。）第三十八条の三前段に規定する者で、県と役務契約を締結することを希望するものであつて、次のいずれにも該当しないものとする。

(一) 令第六百六十七条の四第一項の規定に該当する者（ただし、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）

(二) 令第六百六十七条の四第二項各号（令第六百六十七条の十一第一項において準用する場合を含む。）に掲げる事由に該当し、競争入札参加資格を停止された期間を経過しない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(三) 営業に関し許認可等を必要とする場合で、当該許認可等を受けていない者

(四) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「法」という。）第二条第二号に規定する暴力団をいう。）

(五) 次に掲げる者に該当する者

ア 暴力団員（法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。）

イ 役員等（法人にあつては役員であつて経営に事実上参加している者、法人でない団体にあつては代表者、理事その他法人における経営に事実上参加している役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及びその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）をいう。以下同じ。）が自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団の威力を利用したと認められる者

ウ 役員等が暴力団の威力を利用する目的で、若しくは暴力団の威力を利用したことに關し金品その他財産上の利益の供与（以下この号において「金品等の供与」という。）をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められる者

エ 役員等が正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められる者

オ 役員等が暴力団と交際していると認められる者

2 競争入札参加資格を有する者は、次に掲げる事項について資格審査を受け、その結果に基づいて契約の金額により区分されたA、B又はCの三等級のいずれかに格付された者であつて、当該契約の予定金額に対応する等級（二千万円以上にあつてはA、百五十万円以上二千万円未満にあつてはA又はB、百五十万円未満にあつてはA、B又はCをいう。以下同じ。）の格付にある者とする。

(一) 平均生産額又は販売額

資格審査の申請をする日（以下「審査基準日」という。）の直前二年の各事業年度における生産又は販売について算出した年間平均生産額又は販売額

(二) 経営規模

ア 審査基準日の直前の事業年度終了後の決算（以下「決算」という。）における自己資本額（純資産の部の合計額）

イ 決算における事業に従事する職員数

(三) 流動比率

決算における流動比率（流動資産を流動負債で除して得た数値を百分比で表したものをいう。）

(四) 営業年数

審査基準日までの営業年数

(五) 障害者雇用状況

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号。以下「障害者雇用促進法」という。）第四十三条第七項に規定する事業主にあつては所轄の公共職業安定所に報告した直近の法定雇用率達成の有無を、それ以外の事業主にあつては審査基準日における障害者（障害者雇用促進法第二条に規定する障害を有し、障害者雇用促進法第四十三条第一項に規定する労働に従事している者をいう。）の常時雇用する人数とする。

(六) ISO 認証取得

審査基準日における国際標準化機構が定めた規格（ISO 9001・14001）の認証取得の有無

(七) 青森県健康経営事業所認定取得

審査基準日における青森県が定めた青森県健康経営事業所の認定取得の有無

(八) 「あおもり働き方改革推進企業」認証取得

審査基準日における青森県が定めた「あおもり働き方改革推進企業」の認証取得の有無

二 競争入札参加資格の特例

契約について、当該契約の予定金額に対応する等級に格付された者が少数であるため、入札の競争性が失われるおそれがあると認められる場合には、当該契約の予定金額に対応する等級以外の等級の格付にある者を、競争入札に参加させることがある。

三 資格審査の申請の時期

令和七年二月三日から同年二月二十五日までとする。

ただし、申請をしようとする者が他の時期に当該申請を希望する場合は、この限りではない。

四 資格審査の申請の方法

1 資格審査の申請は、競争入札参加資格審査申請書（様式第一号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付し、青森県警察本部交通部交通企画課に提出して行わなければならない。

(一) 経営規模等総括表（様式第二号）

(二) 商業登記事項証明書の原本又は写し

(三) 財務諸表（資格審査を行う年の属する事業年度の直前二か年度におけるそれ

ぞれの決算に係るもの)

貸借対照表及び損益計算書

(四) 納税証明書の原本又は写し

法人税、消費税及び地方消費税並びに法人事業税及び法人都道府県民税(本店の所在地を管轄する都道府県で発行した法人事業税及び法人都道府県民税)

(五) 職員数が確認できる書類

(六) 法人番号指定通知書の写し等

(七) 許認可証等の写し

契約の履行に関し、法令等に基づく許可、認可又は登録等が必要な場合は、当該許可、認可又は登録等を受けていることを証する書類の写し

(八) 障害者雇用状況報告書の写し

(九) ISO 認証取得登録証の写し

(十) 青森県健康経営事業所認定証の写し

(十一) あおもり働き方改革推進企業認証書の写し

(十二) 役員等一覧表(様式第三号)  
(十三) その他必要書類(道交法施行規則第三十八条の三前段の規定に係る審査に要するもの)

2 申請書及び1の(三)の財務諸表は、日本語で作成し、1の(四)から(七)までの添付書類について外国語で作成されているものには日本語による翻訳文を付記又は添付するものとする。

3 1の添付書類の金額欄については、出納官吏事務規程(昭和二十二年大蔵省令第九十五号)第十六条の規定による外国貨幣換算率の例により日本通貨に換算し、記載しなければならない。

五 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、書面により申請者に通知する。

六 競争入札参加資格の格付の有効期間

競争入札参加資格の格付の有効期間は、五の規定による資格審査の結果の通知において指定する日から令和十年三月三十一日までとする。

七 申請書の記載事項の変更届又は休業・廃業

申請書を提出した者は、次に掲げる事項について変更があったとき(ただし、3については、新たに就任した場合に限る。)又は営業を休業するとき若しくは廃止したときは、直ちに競争入札参加資格審査申請書記載事項変更(休・廃業)届(様

式第四号)を、青森県警察本部交通部企画課を経由して、青森県警察本部長に提出しなければならない。

ただし、1及び2に係る事項について、その内容が登記事項である場合には、商業登記事項証明書の原本又は写しを、3に係る事項について、その内容が登記事項である場合は、商業登記事項証明書の原本又は写し及び役員等一覧表(様式第三号)を、4に係る事項については、営業証明書の原本又は写し及び役員等一覧表(様式第三号)を添付するものとする。

1 商号又は名称

2 所在地又は住所(本店又は経営規模等総括表(様式第二号)に記載している支店等の所在地又は住所)

3 代表者、取締役、監査役等の役員

4 電話番号又はファクシミリの番号

5 その他競争入札参加資格に関し重要と認められる事項

八 競争入札参加資格の更新手続

競争入札参加資格の更新を希望する者は、令和十年二月に予定している同年四月一日以降の期間についての資格審査の対象、資格審査の申請の時期及び方法等に係る公示に基づき更新手続を行わなければならない。

様式第1号

青 森 県 警 察 本 部 長 殿

年 月 日

### 競争入札参加資格審査申請書

申請者 所在地又は住所 \_\_\_\_\_

商号又は名称 \_\_\_\_\_

代表者職氏名 \_\_\_\_\_

青森県が締結する役務の提供を受ける契約（安全運転管理者等講習業務に限る。）に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査について関係書類を添えて申請します。  
 なお、この申請書及び添付書類の全ての記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

様式第2号（その1）

### 経営規模等総括表

区分	役務の提供	番号						役務
申請区分 (いずれかに○)	新規							審査値 格付
	更新							

(フリガナ)	商号又は名称	郵便番号	所在地又は住所	代表者 氏名	役職名
				電話番号	
				FAX番号	
				電話番号	
				FAX番号	
担当者	部署名	氏名			
	〒071-1141				
希望する業務	希望する業務				
希望する 営業種目	役務の提供				

(単位：千円)

平均生産額 又は販売額	直前第1年度決算	直前第2年度決算	決算予備	平均生産 (販売) 額	役務			
自己資本額	資本金 (元入金)	純資産合計 (次年度繰越純資本金額)						
職員数	技術関係職員	事務関係職員	その他	計 (人)				
流動比率	①流動資産		②流動負債	①÷②×100 (%)				
	創業日	現組織変更日	営業中断期間	通算年数 (年)				
障害者雇用状況	1. 報告義務があり、法定雇用率を達成している 2. 報告義務がなく、障害者を常時雇用している (障害者の雇用状況を以下に記入) 3. 報告義務がなく、法定雇用率を達成していない 4. 報告義務があり、法定雇用率を達成していない				該当番号			
		雇用人数	身体	知的	精神	計	直前6/1常用 雇用労働者数	
ISO認証取得	1. ISO9001のみ取得している 2. ISO14001のみ取得している 3. ISO9001及びISO14001を両方取得している 4. どちらも取得していない							該当番号
	青森県健康経営事業所認定取得							該当番号
	「おおもり働き方改革推進企業」 認証取得							該当番号
	1. 取得している 2. 取得していない							
	1. 取得している 2. 取得していない							

注 太枠の欄は記入しないこと。

様式第2号 (その2)

青森県と契約を希望する支店・営業所等一覧

番号	支店・営業所等名称	所在地又は住所			電話番号	FAX番号
		郵便番号	都道府県	市区町村		
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

注1 記入欄が不足する場合は、エクセルシートをコピーして使用する。(行の挿入や追加は行わない。)

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

様式第3号

役員等一覧表

番号	役職	氏名		生年月日	性別	住所	備考
		漢字	フリガナ				
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

注1 記入欄が不足する場合は、エクセルシートをコピーして使用する。(行の挿入や追加は行わない。)

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

様式第4号

年 月 日

青森県警察本部長殿

申請者 所在地又は住所 \_\_\_\_\_

商号又は名称 \_\_\_\_\_

代表者 職氏名 \_\_\_\_\_

(担当者部署・職氏名) \_\_\_\_\_

(担当者連絡先) TEL \_\_\_\_\_ FAX \_\_\_\_\_

E-MAIL \_\_\_\_\_

競争入札参加資格審査申請書記載事項変更 (休・廃業) 届

青森県の競争入札参加資格審査申請書を提出していますが、

記載事項について下記のとおり変更したので  
次のとおり営業を 休業する ・ 廃止した ので

届け出ます。  
なお、この変更届の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 記載事項変更

変更事項	変更前	変更後	変更年月日	備考

2 休・廃業

休業期間 年 月 日 ～ 年 月 日

廃止年月日 年 月 日

廃止理由:

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十八円九十銭